

改正案	現行
<p>第十八条の三 銀行法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号及び第三号ホに掲げる事項を除く。）とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 長期信用銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 直近の三中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）及び二連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）又は直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項</p> <p>項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 包括利益</p> <p>(5) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>三・四（略）</p> <p>（長期信用銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）</p>	<p>第十八条の三 銀行法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号及び第三号ホに掲げる事項を除く。）とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 長期信用銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 直近の三中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）及び二連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）又は直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項</p> <p>項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (新設)</p> <p>(6) (略)</p> <p>三・四（略）</p> <p>（長期信用銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）</p>

<p>第二十五条の八の二 銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ、二及びホ、第二号並びに第四号ホに掲げる事項を除く。）とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 長期信用銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの</p> <p>イ 直近の中間事業年度又は事業年度における事業の概況</p> <p>ロ 直近の三中間連結会計年度及び二連結会計年度又は直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項</p> <p>(1) (3) (略)</p> <p>(4) 包括利益</p> <p>(5) (7) (略)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>2 } 4 (略)</p>	<p>第二十五条の八の二 銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ、二及びホ、第二号並びに第四号ホに掲げる事項を除く。）とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 長期信用銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの</p> <p>イ 直近の中間事業年度又は事業年度における事業の概況</p> <p>ロ 直近の三中間連結会計年度及び二連結会計年度又は直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項</p> <p>(1) (3) (略)</p> <p>(4) (新設)</p> <p>(6) (略)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>2 } 4 (略)</p>
<p>第二十五条の八の二 銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ、二及びホ、第二号並びに第四号ホに掲げる事項を除く。）とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 長期信用銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの</p> <p>イ 直近の中間事業年度又は事業年度における事業の概況</p> <p>ロ 直近の三中間連結会計年度及び二連結会計年度又は直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項</p> <p>(1) (3) (略)</p> <p>(4) (新設)</p> <p>(6) (略)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>2 } 4 (略)</p>	<p>第二十五条の八の二 銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ、二及びホ、第二号並びに第四号ホに掲げる事項を除く。）とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 長期信用銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの</p> <p>イ 直近の中間事業年度又は事業年度における事業の概況</p> <p>ロ 直近の三中間連結会計年度及び二連結会計年度又は直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項</p> <p>(1) (3) (略)</p> <p>(4) (新設)</p> <p>(6) (略)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>2 } 4 (略)</p>